

地公退ニイス

No. 110
2012. 10. 22
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

総務省に要求提出 ―稲見哲男政務官―



地公退は九月一日、第四三回定期総会で決定した総務大臣宛の要求書を提出した。
総務省は稲見哲男総務大臣政務官が対応し、交渉設定に尽力した武内則男参議院議員と福田秘書が同席した。
地公退は西澤会長、福田・上田・塩田・塚原・山本副会長、川端事務局長、金井会計、黒崎事務局次長が参加した。

地公退西澤会長

本日は多忙な中、稲見政務官に時間をとっていただき感謝する。また、このような機会を作るために尽力くださった武内則男参議院議員にお礼申し上げる。

要求は七月二七日の第四三回定期総会で決定したものである。本年も要求を提出するのでよろしくご検討願いたい。
内容について大きく六項目あるが、この場では三点について述べる。
一点目は年金である。

- ①被用者年金の一元化法案は、既に可決されたが、職域部分廃止後の対処など今後の懸案も残っているので要求項目に含めている。私達が求めていた共済組合組織の存続が実現したことを歓迎し、総務省の尽力を多とする。
- ②年金は多くの加入者が長い時間をかけて作り上げてきた制度であり、年金受給者の生活基盤である。不断に制度を磨くことは必要だが、必要性和可能性・制度変更の影響を検証することなく軽率に制度変更すべきものではない。この認識から、今後国民会議で検討が予定されている「新しい年金制度」には多くの問題点があることを指摘しその撤回を求めている。
- ③一体改革で提起された「現行制度の改善」については、国会審議中のもので、すでに法が可決されたものがあるが、あらためて私達の主張を述べて実現を求めている。
共済組合を所管する総務省は、制度にも大きな責任があると思うので、要求書に入れた。受け止めてご尽力いただきたい。
二点目はエネルギー政策の転換である。

福島原発の事故は、市民の大きな犠牲を伴って原発安全神話の虚偽を明らかにした。この事実を直視してなお原発の安全性を主張し稼働を推進するのは福島事故被災者を侮辱し、国民に対する確信犯的加害になる。地方自治を所管する総務省として、自治体と協力してエネルギー政策の抜本的見直しと原発に依存しない社会作りに向けて取り組んでほしい。とりわけエネルギー政策の地方分権を中心課題と考えるので、総務省の取り組みを期待する。

東日本大震災では多くの自治体職員が被災しながら復旧・復興に

尽力している。不当な公務員バッシングは問題だ。
三点目は「マイナンバー」である。
①個人情報の保護は誰もが前提というが、技術・倫理両側面から常に危機にさらされる。住民票コードの教訓をもとに検討に参画してほしい。

②個人を識別する目的で導入するとしている共通番号に便乗して、社会保障給付抑制を目的とする個人勘定を作ることは認められない。

本日は申し入れであるので受け止めていただき、後日回答を頂きたい。よろしく願います。

稲見政務官回答

要求書は確かに受け取った。武内議員からも文書で回答をするようにとの助言を受けているので後日そのようにするが、本日の段階で考えを述べておく。

一年金は今後の抜本改革論議の中で連合・退職者連合の意見も聞きながら検討していく。大阪の例では低所得高齢者支援は生活保護に傾斜している。尊厳ある生活保障のためには年金が重要。自公とも七万円年金を主張している。いずれにしても一党一派で決めるべきことではない。

二年金と雇用の接続については、民間対象の「高年齢者雇用安定法」の改正が成立したし、国家公務員について「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」がでた。地方公務員でも即座に定年延長にはならない。民間・国公の方式を踏まえ、希望者を再任用することを基本的に武内議員の意見ももらいながら総務省としての方針を策定中だ。

三 原発については政治家としての個人的な意見になるが、かつてもんじゅ建設の反対運動にかかわって以来、原発に依存しない社会をめざしている。しかし一基も再稼働せずに一気に原発ゼロにできるか。政府案の可能な限りの前倒しを求めつつもりだ。

震災を含む被災地支援については、自治体の応援や現地採用などで進んでいるが、国としては復興特交で財政を確保している。また、受け入れ自治体が求めている必要業務に対応できる人材が派遣できるよう総務省としてマッチングに尽力している。

四 マイナンバー導入に当たっては個人情報保護は最重要課題である。番号は情報を統合するものではなく、情報を見に行く入り口で、目的外利用をさせないことを重視している。また、現在住民基本台帳法上の指定情報処理機関である(財)地方自治情報センターを、より自治体に結びついた新たな「地方共同法人」に衣替えする予定である。

五 新三階年金は法案を準備中である。「労使折半保険料」、「約二〇〇〇円給付」、「半分を終身、半分を有期」、「有期は退職一時金方式も選べる」など、有識者会議報告を踏まえフレキシブルにしたい。未裁定の過去分も同じ法律で規定する予定。内容は今後現職とも相談する。三階部分を存続することに対して与党内に強い異論があったが、検討の場ではメンバーの一人として退職給付総体の支払い方法の選択ということで理解を得てきた。

そもそも公務員の年金はこれまでも制度上の変遷がありその制度ごとに支払ってきた。年金は前史を含む過去の諸制度の累積であって、ひとつながりで清算できるものではない。このことを共通理解にするよう努力している。
先輩達が残した活動の財産を大切にして今後も努力する。よろしく。

総務省から回答を受ける

要求提出後、速やかな回答の努力が払われ、九月二五日に稲見哲男総務大臣政務官との間で回答交渉が実施された。地公退は提出時同様五役が対応した。

地公退西澤会長

速やかに要請書に対する回答をいただき感謝する。

稲見政務官回答

文書回答を用意したのでご覧頂きたい。若干補足しておく。
*年金関連で法が成立した事項はそれを超える回答にはならない。了解を。

*新年金制度は三党合意により国民会議で検討するとされた。ここでどういう結論になるかだ。現役世代の税金や社会保険料負担に限度がある中で尊厳ある高齢者の生活を守ることが求められる。民主・自民・公明とも七万円年金水準でおおむね一致している。北欧年金抜本改革の経験をも、ある政党の意見だけでなく、五〇〇一〇〇年先を見て英知を集めて検討することが必要。民主党・政府それぞれがこの立場で対応する。

*成立した被用者年金一元化法では、この間の役割を踏まえて資金管理を含めて共済組合を活用することとされた。追加費用該当者は全体として減りつつあるが、法では配慮措置を講じつつ減額することとされた。

*短時間労働者の年金加入は、一旦政府案が決まったが、野党から条件がついて一〇〇万人を大幅に切る拡大に止まった。引き続き努力が必要だ。年金問題ではないが、非常勤・臨時職員の雇い止め・手当で不支給問題の解決を図るべきだとの相原議員の働きかけもあり、自治法改正により手当支給を可能にするための検討をし、党はOKになった。また、藤田厚生労働政務官からは専門職の諸相談員などの雇い止め対策の要望も受けており、問題意識を持つている。

*物価スライド特例措置による二・五％解消は、関連法案が継続審議になった。マクロ経済スライドのデフレ下での扱いは引き続き検討される。

*責任投資原則は地共連・市町村連合会が一定規模で実施中、被用者年金一元化の中で更に進むと思う。

*雇用と年金の接続は、民間企業の八割強が継続雇用で実施、国公はフルタイム再任用を義務化した。地公は自治体アンケートを実施して実情を調査した結果継続雇用の要望が強かったため、国公をふまえて再任用によることとした。ただし、フルタイム・短時間いずれにするかは首長の判断に委ねたので、国公との整合は検討課題である。

*介護基盤は目標とした一六万床整備が期間内に完了しない可能性があり、基金実施期限の延長をしても実現を図る予定。震災被災地域は予算要求中、国庫補助率三分の一を二分の一にするなど地方財政措置を講ずる。

*住民税からの特別控除は市長会・町村長会から強い要望。多くの年金生活者には税負担はなく、仮に選択性とする場合は本人への意向確認等の事務負担も生ずる。理解を。

*エネルギー政策、私は脱原発の主張を持っているが、国策として進めてきた核燃サイクル・もんじゅについて直ちに急カーブをきるか？「関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する」という閣議決定は後退だとする報道もあるが、私は前向きに捉えている。

*マイナンバーは法案未成立。法案では地公退の指摘は基本的に踏まえて対応することになっている。法案内容は野党との修正協議も行われており、近く成立するのではないかと。

※地公退…新三階は主として現役の問題だが、発言する。現役の労

組は組合員の利害もさることながら、理屈の筋道が通っているか、取り扱いの作法が守られているかに留意していると思われる。法案提出までには是非丁寧な協議を。

→公務員バッシングを招かぬよう留意しながら検討する。退職金と年金のセットで退職給付とする。人事院調査では前回に比して企業年金部分は減っておらず退職金部分が減。これとの均衡を考えると年金型給付創設には理由がある。公務には警察・消防・自衛隊・海上保安庁など命令により危険を冒す仕事もある。安心して職務に従事してもらうために民間均衡の制度を作る。二七年一〇月までには完成する必要がある。法案の提出時期を含めて慎重に検討し、公務労協をはじめ現職の理解が得られるよう相談する。
※地公退…二・五％の見直しは

→継続審議なので臨時国会で議論されるだろう。臨時国会がどのように幕を開けるのか想定が難しい。少なくとも問責で止まってしまう積み残し法案のうち、対立案件でないものは事前の調整をして、仕上げる国会にすべきだ。三党合意について野党間で主張の違いもある。例えば高額所得者の累進課税は自民反対・公明推進。テーマ別に精査して民・自・民・公で協力することも検討されるべきではないか。

※地公退…税方式による最低保障年金構想で企業負担が家計に転嫁されることは賛成できない。

→党の政策が実現するときには、あわせて企業に社会保障税を求めるところを検討すべきではないか。

西澤…本日は回答をきいた。丁寧な説明に感謝する。

(提出時・回答時の発言要旨 文責事務局)

平成二四年九月二五日

地方公務員退職者協議会 会長 西澤 清 様

総務大臣政務官 稲見哲男

地方公務員退職者協議会からの要請について

平成二三年九月一日に貴団体から要請のありました事項については、下記のとおり回答いたします。よろしくご査収下さいます。

記

1 年金について

- (1) 年金制度の検討
- (2) 「新しい年金制度の創設」撤回
- (3) 共済組合の存続、追加費用削減、職域部分にかわる新制度(回答)先の通常国会で成立した被用者年金一元化法では、共済組合は長期給付、短期給付及び福祉事業を一体的かつ効率的に実施していることを踏まえ、一元化後の厚生年金事業についても、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合等を活用することとされています。

同法では、追加費用を削減するため、恩給期間に係る給付について、恩給期間と共済年金制度発足時との負担の差に着目し、負担に見合った水準に減額することとされています。ただし、憲法上の財産権である既裁定年金の保障や受給者の生活の安定の観点から、恩給期間と共済期間の合計の給付について、①一〇％を減額の上限とする、②二三〇万円以下の給付は減額しない、との配慮措置が講じられています。

また、同法では、公的年金としての職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金を設けることとし、そのあり方については、別に法律で定め必要な措置を講ずるものとされています。

この新たな年金制度のあり方については、副総理の下に設けられた有識者会議において議論され、本年七月に報告書が取りまとめられたところであり、これを踏まえて、現在、関係省庁において制度設計を行っているところです。

なお、今後の社会保障制度改革について、先の通常国会において成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に

立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること等を基本とし、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することとされています。

- (4) 短時間労働者の被用者年金加入
〔回答〕被用者年金一元化法により公務員も厚生年金に加入することとされ、この結果、地方自治体に勤務する常勤職員も非常勤職員も、ともに厚生年金に加入することとされたところです。

また、先の通常国会において成立した年金機能強化法では、厚生年金への加入要件である一週間の所定労働時間を週三〇時間以上から週二〇時間以上に緩和するなど公務部門も含めた短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が行われることとなったところです。

- (5) マクロ経済スライド
(6) 物価スライド特例水準

〔回答〕平成一六年の法改正で導入されたマクロ経済スライドは、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、今後の保険料水準を固定した上で、マクロでみた給付と負担の変動に応じて、その負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みです。

一方で、現在の年金額の水準は、平成二二年度から一四年度において物価が下落したにもかかわらず、特例法により減額改定を行わず年金額を特例的に据え置いたため、本来の年金額よりも二・五%高い年金額が支給されており、この特例水準の解消が前提となっているマクロ経済スライドは適用されておりません。

先の通常国会に提出された国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正法案（現在、衆議院で閉会中審査）においては、世代間公平の観点から、現在の特例水準の年金額を計画的に本来の水準に引き下げることにしており、マクロ経済スライドのデフレ経済下における適用については、この引き下げ状況も踏まえながら、引き続きその適否を検討することとしています。

- (7) 責任投資原則（PRI）

〔回答〕国連の責任投資原則（PRI）の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンスに着目した投資（ESG）については、地方公務員共済組合連合会において、公的年金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、平成二一年度から実施しており、全国市町村職員共済組合連合会においても、平成二四年八月から実施しております。

地方公務員共済組合全体としては、今後両連合会の運用実績等も踏まえ、社会的責任投資等の活用に向けた検討が進むものと考えております。

2 地方公務員の雇用と年金について

- (1) 雇用と年金の接続

(2) 定年年齢の引き上げ
〔回答〕国家公務員の雇用と年金の接続については、本年三月二三日に基本方針が決定され、「定年退職する職員がフルタイム再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、常時勤務を要する官職に当該職員を採用するものとする」とされたところです。

地方公務員についても、雇用と年金の接続に向けて、国家公務員の基本方針を踏まえつつ、地方の実情にも留意し、地方自治体関係者のご意見を十分伺った上で、検討を進めてきたところです。

先般、地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度の概要の案において、「民間企業において高齢者雇用確保措置実施済企業の八二・六%が継続雇用制度により対応している現状、高齢者雇用安定法改正法において継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に基づく制度の廃止等を措置していること、国家公務員の基本方針を踏まえ、定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、当該職員を再任用職員として採用するものとする」とを地方自治体関係者にお示したところであり、これをもとに更にご意見を伺いながら、成案としてとりまとめまいります。

3 介護基盤整備について

- (1) 介護基盤整備

〔回答〕介護基盤の整備については、厚生労働省において、平

成二一〜二三年度で計画されている整備量の合計約一二万床分に対し、平成二三年度までにさらに一年分の約四万床の上乗せを行い、三年間で合計一六万床分を目標に整備を行うため、平成二一年度第一次補正予算において「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を創設し、取り組んできたところです。

しかしながら、平成二三年度末時点では約一三万床分の整備に留まる見込みであったことから、平成二三年度第一次補正予算、第三次補正予算及び平成二四年度当初予算において基金の実施期限の延長等を行ったほか、平成二四年度末で一六万床分の整備が完了しない可能性があることや平成二四年度から開始される第五期事業計画に基づく新たな施設整備にも同基金を活用したいという地方公共団体の整備を支援することなどから平成二五年度予算概算要求においても基金の実施期限の延長の要求を行い、引き続き、整備を行っていくものと承知しています。

東日本大震災により被害を受けた介護基盤の災害復旧については、厚生労働省において、平成二三年度第一次補正予算に五六三億円を計上し、平成二五年度予算概算要求においても三六億円を要求しています。

総務省としては、厚生労働省と連携しつつ、引き続き、適切な地方財政措置を講じていく所存です。

4 税制について

- (1) 公的年金からの個人住民税の特別控除

〔回答〕従来、公的年金の受給者の方に対しては、個人住民税を普通徴収の方法により、年四回窓口等で直接納付していただく手間をおかけしてきました。

このような状況を踏まえ、市町村における徴収の効率化を図りつつ、公的年金の受給者の方の納税の便宜を図る観点から、個人住民税の公的年金からの特別徴収は導入されました。この導入については、全国市長会や全国町村会等からの要望があったところです。

特別徴収の対象は、六五歳以上の方の二割強となっており、夫の年金収入が二〇〇万円程度の標準的な世帯には、基本的に税負担は生じません。また、この制度は新たな税負担を求めるものではありません。

これを仮に普通徴収との選択が可能な仕組みとした場合、市町村においては税務システムの改修が必要となるほか、納税者への意向確認等新たな事務負担が生じることとなります。また、給与からの特別徴収についても、普通徴収との選択が可能な仕組みとはされていないところです。

なお、後期高齢者医療制度などの保険料の特別徴収においては、口座振替による普通徴収の選択が可能とされていますが、これは、その保険料が所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象とされており、特別徴収の実施により社会保険料控除の適用関係が変わり、世帯全体で見た場合の税負担額が増加するケースが生じることなどを考慮したことです。個人住民税においては、このような問題は生じません。

5 エネルギー政策と原子力発電の見直しについて

- (1) エネルギー政策の抜本的見直し

- (2) 原子力発電に依存しない社会

〔回答〕今後のエネルギー政策に関しては、「革新的エネルギー・環境戦略」（平成二四年九月一四日エネルギー・環境会議決定）の結論を踏まえ、今後、関係自治体等と責任ある議論を行い、国民の理解を得ながら、検証・見直しを行っていくことが閣議決定（平成二四年九月一九日）されました。ご要請があった点も含め、必要に応じ、政府部内で情報の共有を図っていく所存です。

6 マイナンバーについて

- (1) 「マイナンバー」個人情報

〔回答〕マイナンバー法案では、マイナンバーの利用事務や情報連携の範囲を法令の規定に限定し、公的個人認証を活用した本人確認を行うなど、個人情報の漏えい等に対する国民の懸念に適切に対応することとしています。

また、マイナンバーを含む個人情報を取り扱う情報システムの構築や改修に際し、プライバシーに与える影響を事前に評価する情報保護評価の仕組みも導入することとしています。

さらに、マイナンバー法案では、個人番号情報保護委員会において、特定個人情報情報の取扱いに関する法令違反行為

への勧告・命令、立ち入り検査等を行うほか、官民の不当行為を抑制するための罰則規定を設けています。

総務省としては、内閣官房等関係府省と連携しつつ、個人情報保護対策について万全を期して参ります。

(2) 「マイナンバー」の目的

(回答) マイナンバー法案においては、マイナンバーを利用できる事務や情報連携を行える範囲を法令の規定に限定して

います。

また、住基ネットの運営に当たっては、住民票コードの利用を住民基本台帳法により厳しく制限しており、法律で認められた行政機関等以外の者が住民票コードを含むデータベースを作成すること等を禁止しています。

今回、住民票コードをもとに、社会保障・税番号制度を導入することとしていますが、法案において、十分な個人情報保護措置を講じ、個人情報の漏えい等に対する国民の懸念に適切に対応することとしています。

※紙面の都合で、要求は項目のみの記載とした。

年金不信からの脱出―年金の本当の姿と将来像

二〇一二年九・二四集会講演記録 朝日新聞記者 太田啓之

二〇一二年の九・一四集会は日本教育会館に約七〇〇人が集い、運動の決意を固めあった。

本年の集会では、朝日新聞記者 太田啓之さんに、記念講演をお願いした。



太田さんの年金不信拡大の理由についての話は、メディアが意図的に繰り返す「年金破綻論・抜本改革論」「世代間不公平論」キャンペーンに対して、反撥しつつもどかしい思いを持っていた参加者の疑問を氷解させるものであった。

一体改革課題の評価についての話は、政府・与党の年金政策に疑問を呈してきた地公退の考え方と共通するところが多かった。

「処方箋」には、年金受給者である退職者会員にとって苦いメニュ―も含まれていたが、この間の無責任な煽動を批判しながら事実を見つめた提言は、直ちに同意には至らないとしても真剣に考えるべき課題として参加者に受け止められた。

太田さんは多くのメディアに論文・記事を寄せているが、当日講演した年金制度の考え方は著書「今、知らない絶対損する年金五〇問五〇答」(文春新書)で分かりやすく明らかにされているので、ご参照を。

講演概要

二〇〇三年から公的年金を取材、一〇年たった。取材していくうちに面白くなった。一部に流布しているいい加減な論には反論する必要を感じた。年金がこれからどうなるか、将来についてはつきりしたことは言いにくい、不安・不信は社会的に過大に作られている。他方手放しで安心とはいえないし、この一〇年で悪化していることは事実。現行の制度に手入れしながらやっていく、しかしこれを維持するためには厳しい側面もあり、高齢者にある程度の痛みはありうるということを述べたい。

年金不信が広がった理由とその問題点を指摘

- ・「公的年金抜きで老後の生活設計はできない」がスタート
- ・未婚・非婚の増加もあり、少子高齢化という現実的要因は事実だが、出生率は上方修正。養うべき高齢者数は増えるが、こどもの扶養負担は軽減されており、働く人一人で働いていない人一人を養う割合はほぼ一定。高齢者・女性の働きやすい環境を作れば扶養率はさらに下がる。

- ・政権をとる前の民主党が年金破綻論を掲げネガティブキャンペーンしたが、事実と反しており、政権交代後は破綻論から撤回。
- ・グリーンピアの失敗、年金記録問題などの不祥事は、それ自体を弁護する気はないが、制度を崩壊させる問題ではない。
- ・不信を煽る一部メディアがあるが、正確な制度理解があればできないはずの報道もある。背景には不信を煽れば売れるというマスコミの現状。
- ・一部政治家、メディアの求めに応じて「年金破綻論」「抜本改革論」を供給する「研究者」が反復登場。その多くが学問的根拠を欠き、時間と共に消滅・転向していく。ひどい所論でも大学の先生というだけで世間は信じ、影響は大きい。

公的年金の沿革とミッションを整理

- ・あらゆる社会で求められる「働けなくなった高齢者を養う」役割。家族扶養を代替するために工業化が進んだ国々で発達。
- ・一人ひとりの高齢者に生活の柱となるに足る水準の年金を保障する責務。金融商品や私的年金と異なり、経済原則より上位のルール。
- ・高齢者の比率が高くなっても経済が発展すれば年金を渡せるが、経済が停滞すれば年金水準の確保は難しくなる。「少子化」「高齢化」「デフレ経済」には「年金制度改革」では対応できない。
- ・公的年金が破綻する時というのは、日本社会自体の破綻する時。日本社会を維持し年金を破綻させないために全力を尽くせば、粘り腰を持っていると考えるのが自然。

一体改革で取り上げられた改革課題

- ・直近の大改革である二〇〇四年改革で決めたことのうち、「保険料率を二〇一七年までかけて一八・三%に引き上げ」は進行中。「少子化・高齢化に合わせた年金水準引き下げ」マクロ経済スライド」は機能せず。「基礎年金の国庫負担率を二分の一に引き上げ」は安定財源である消費税率引き上げが二〇一二年により早く成立。
- ・こうした中で一体改革でいくつかの課題が提起された。「支給開始年齢の引き上げ」は当面実現の可能性なし。「低年金者への年金額上乘せ」は年金とは別の給付に衣替えして法案を出しなおしたが未成立。「高所得者の基礎年金の二分の一について支払い停止」は将来の検討課題に。
- ・「物価スライド特例措置の解消による年金額引き下げ」は今国会での成立断念。「デフレ下のマクロ経済スライド適用による年金額引き下げ」は法案が提出されず。この二つは、現役世代の賃金が下がる一方で年金額が据え置かれるため、所得代替率の上昇を招いている。一部研究者が言う誤った世代間不公平論とは違い、この点は現行制度に即しても世代間連帯の点で問題。年金が下がらなくてラッキーではなく、将来へのツケになる。
- ・消費増税がようやく実現する見通しになったが、これだけでは年金財政はバランスしない。ある程度の経済成長がなければ年金額引き下げか保険料引き上げが必要になる。
- ・ちなみに、民主党の「全国民の所得比例年金と税による最低保障年金」、維新の「積み立て方式化、掛け捨て」は具体化しようとした瞬間に挫折する宿命。

年金問題への処方箋とまじり

- ・現行システムを基本とする合意をベースに負担と給付の関係を調整していく。当面、国民年金保険料の納付率向上、世代内扶養として税の公的年金控除枠の縮小、非正規雇用の厚生年金加入拡大などを実施すると共に、高齢者・女性の労働力活用による経済成長、粘り強い少子化対策などの施策を展開する。
- ・今後、二〇一四年早々に財政見通しの新試算、厳しい結果になる可能性が大。生活するに足る年金額は今後も保障されると考えてよいが、一方で経済停滞が続けば現役世代の負担増とある程度の年金減額・増税を覚悟する必要があるだろう。